

広陵町自治基本条例審議会 項目別論点と事例（総則ブロック）

検討ブロックは、第 4 回審議会（20191019）にて修正。

アミカケ部分は、第 5 回審議会でご審議いただく部分です。

総則・町民・議会首長 検討ブロック		住民自治・参画と協働 検討ブロック		団体自治・行政経営 検討ブロック		
中川部会長（審議会会長）		清水部会長（審議会副会長）		事務局→全体会		
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目	
前文						
総則	目的	情報	情報公開・共有	行政経営	町政運営の原則	
	定義		個人情報保護		総合計画	
	基本理念	住民自治	住民自治のあり方・定義		行政組織	
	基本原則		住民自治の原則		財政運営	
条例	位置づけ（最高規範）、体系化		地域自治組織		法務政策	
	見直し	基礎的コミュニティ	法令遵守、公益通報			
	運用、第三者機関	参加、参画の権利	（情報公開・共有）			
町民	町民の権利と役割、責務	参加・参画と協働	参加、参画と協働の制度		（個人情報保護）	
	子どもの権利		参画と協働のまちづくり		説明責任、応答責任	
	事業者の役割と責務		計画等への参画		広報・広聴、パブリックコメント	
	町民投票		審議機関への参画		行政手続	
議会	議会の役割、責務		まちづくり活動への支援		行政評価	外部監査
	議員の役割、責務、倫理		市民公益活動（NPO）		危機管理	
町長	町長の役割、責務、倫理				連携	国県自治体間連携
町職員	町職員の責務、地域参加			広域連携		
参加・参画と協働	生涯学習					
文化のまちづくり	文化振興、文化権、多文化共生					
	地域資源を活かしたまちづくり					

各項目 論点

項目	論点	
◆目的	<ul style="list-style-type: none"> ・広陵町自治基本条例を制定する目的を簡単に書く(一文で)。 ・定型的な条文となることが多い。 ・条例の目的を表現する(盛り込むキーワードの選択が重要)。 ・条例制定の主旨を明らかにする。 ・町民・議会・行政の役割と責務を明らかにする。 ・自治の最高規範として「広陵町自治基本条例」を策定する。 	
	キーワード	方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・町民主体のまち ・百年残るまち ・自助・共助を基本とする ・役場と住民が役割分担する、協働のまちづくりを行う ・住民自治のまちをつくる、住民自治の仕組みを明らかにする ・まちづくりの基本的事項を定める ・自治の主体である町民、事業者、町(議会、行政)の権利、役割、責務 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体、住民自治のまちをつくる ・自治、自立した地域社会の実現 ・町民福祉の向上、生活の質の向上をはかる ・町民、町(議会、行政)の役割と責務 ・自治の理念・原則の明確化、住民自治の仕組みを明らかにする ・まちづくりの基本的事項を定める ・自治の最高規範として「広陵町自治基本条例」を策定する
	他自治体の条文例	
	<p>【吉野町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条例は、吉野町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、町民の権利、役割及び責務並びに町の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立と豊かな地域社会を創造することを目的とします。 <p>【生駒市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。 	

項目	論点
◆定義	<ul style="list-style-type: none"> ● この条例を解釈する上での共通認識を持つために重要な用語の意味を定義する。 ● ここでの定義はこの条例が規定する範囲内のものである。 ● 条文により定義が変わることもある(特に権利義務に関する項目)。 ● よく取り上げられるのは以下の用語である。 <ul style="list-style-type: none"> ・町民、町、執行機関 ・参加・参画・協働、まちづくり ・地域自治、住民自治、コミュニティ ・市民公益活動団体・NPO、市民団体 ● 町民(市民)の定義が議論になることがある(在学・在勤者やふるさと納税寄付者を含めるかどうか)。 ● 一般的には、まちづくり関連では最大限広く捉え、具体的な権利・義務・責務に関する箇所(住民投票など)では厳密にすることが多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり → 住民、事業者、町内で活動する団体、(来訪者) ・ 住民投票 → 有権者 ● 町民(市民)の範囲を広げて定義する理由は、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、住民はもとより当該自治体に関わる幅広い人々が協力・連携しあって取り組む必要があると考えるからである。むしろ、これら「町民(市民)」の力を借りることによって、より豊かな地域社会がつけられる可能性を期待している。 ● 行政組織に関しては法で定められていることが多いが、参画と協働やまちづくりなどは各自治体の考えで定めておくとよい。 <p>[参考]地方自治法における「住民」の規定 第 10 条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。 2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p style="text-align: center;">他自治体の条文例</p> <p>【生駒市】 市民:市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。 【大和郡山市】市民:市内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。 【丹波市】 市民団体:市民を主な構成員として自発的に形成され、公共的な課題に取り組む民間団体をいいます。 【生駒市】 執行機関:市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 【生駒市】 参画:市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。 【生駒市】 協働:市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。 【大和郡山市】 協働:市民、市議会及び執行機関が、お互いの役割と責任の自覚のもと、それぞれの自主性を尊重し、対等な立場で連携、協力し合いながらまちづくりに取り組むことをいう。 【生駒市】 まちづくり:住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。 【飯田市】 自治:市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。</p>

項目	論点	
◆ 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 広陵町が自治体(町民も含む。)として、どのような価値を大切に、自治体運営を行っていくのか。 ● 町民と町が、町民自治を進めるにあたってのあるべき姿とはなにか。 ● 大切にしたい価値についての合意とは。 ● 現在だけでなく、過去、未来にも配慮する。 	
	<p style="text-align: center;">キーワード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民主体のまち ・一人一人が尊重される社会 ・補完性の原則・持続可能性(自然との共生)・町民主体 ・自立を志向する自律した自治体、地域分権を自治体経営の柱に ・地域内分権→地域自治・住民自治 ・町民と町の相互信頼関係(パートナーシップ) ・町民の幸せ向上 	<p style="text-align: center;">方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの主体としての町民を中心に据える ・一人一人が尊重される社会(基本的人権の尊重) ・補完性の原則、地域分権を自治体経営の柱に ・持続可能な地域づくり ・住民自治、地域自治を中核とするまちづくり ・環境共生、多文化共生 ・SDGsの実現 ・町民の幸福度向上
	他自治体の条文例	
	<p>* 事例はキーワードのみ</p> <p>【大和郡山市】 地方自治の本旨／相互に補完協働／自主性及び自立性を確保した個性豊かなまちづくり／一人ひとりの人権を尊重／すべての市民が健やかに、安全で安心して暮らせるまちづくり／多彩な産業、自然環境及び歴史文化との共生／持続可能な循環型のまちづくり／人と人、人と地域とのつながり／活力に満ちたまちづくりを進める</p> <p>【丹波市】 市民一人ひとりの基本的人権が守られ／助け合いながら、安全・安心に暮らす／先人が築いてきた地域の歴史、文化及び自然環境を大切に／地域の特性を伸ばしながら、次世代に引き継いでいき／適切な行財政運営及び議会活動を行う／自治体としての自律性を確保／国及び県と対等な立場で連携</p> <p>【伊賀市】 補完性の原則／市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行う／市は、これらの活動を支援／市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成／自然との共生／各地域が有する様々な資源を有効に活用する／次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成／市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくり／他圏域と交流・連携を進める／創造性あふれる地域を形成</p> <p>【吉野町】 町民一人ひとりの基本的人権が守られ／多様性を認め合い／子どもから高齢者まで／性別、障がいのあるなしその他の属性にかかわらず／安全かつ安心して暮らすことができる／先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境／次世代に引き継ぎ／世界遺産等を活かしたまち／自発的に助け合う</p>	

項目	論点	
◆ 基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本理念を実現するための仕組み、ルール ● 各分野の組織や施策、活動に横串を通すものが有効 ● まちづくりの基本ルールや注意点などもあげる。 (情報共有、参画・協働、人権尊重、男女共同参画…) ● 行政運営の大事な原則などもあげる。 ● 大切にしたい価値(基本理念)を実現するための仕組み、ルール ● 仕組みや行動につながるものであることが望ましい。 ● 基本理念と基本原則を分ける必要があるのかどうか。 	
	キーワード	方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有・説明責任・応答責任 ・町民参加、参画・協働・まちづくりに参加する権利 ・人権尊重・男女共同参画・自主性と責任 ・補完性の原則・効率的な自治体運営(行政経営) ・財政規律、受益と負担の均衡・自らの発言と行動に責任を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・参画と協働の保障・地域自治・住民自治を柱に ・情報公開、情報共有、わかりやすい情報提供 ・人権尊重(基本的人権) ・補完性の原則 ・効率的な自治体経営、地方分権の受け皿としての自治体
	他自治体の条文例	
	<p>* 事例はキーワードのみ</p> <p>【生駒市】 まちづくりに関する情報を共有／市が保有する情報を積極的に公開／分かりやすく、速やかに提供／参画と協働によるまちづくりを推進／まちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障／その個性及び能力が十分発揮される</p> <p>【大和郡山市】 情報共有の原則／市民参加、参画及び協働の原則／行財政運営の原則・健全で、自立した行財政運営／人権尊重の原則：性別、年齢、心身の状態、国籍、民族等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され／それぞれの個性や能力を最大限に発揮できるま／自律共助の原則／自主的な市民公益活動により、まちづくりを進める／環境保全の原則・歴史との調和を図り、次世代に継承／対等及び協力の原則・国、県と対等の立場で、連携、協力し合う</p> <p>【丹波市】 市民主体の原則／情報の公開及び共有の原則／補完性の原則／地域の決定を尊重し、支援／協働の原則／多様性尊重の原則</p> <p>【二セコ町】 自らが考え行動するという自治の理念／まちづくりに関する情報を共有／町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利／町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、説明する／町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障</p> <p>【吉野町】 参画と協働の原則／情報の公開と共有の原則／健全な行政経営の原則／補完性の原則／環境との共生の原則／多様性尊重の原則</p>	

項目	論点
◆ 位置づけ、体系化	<ul style="list-style-type: none"> ● 最高規範性、基本規範性を明示する。表現はさまざま。 ● 町民・議会・行政の総意による政治的規範性であり、法的に他の条例を超えるものではない。 ● 最高規範性は、町民の理解と議会による承認に基礎を置く。 ● 自治基本条例は理念条例の側面も持っている。 ● 他の条例、規則、諸計画等が(少なくとも制定改廃時に)基本条例と整合しているかのチェックが必要 ● 「体系化」は、最高規範性・基本規範性を具体的に示したもの
	他自治体の条文例
	<p>【生駒市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。 <p>【大和郡山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この条例は、住民自治及び市政に関する最高規範であり、市民及び市は、この条例を遵守しなければならない。 <p>【西脇市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この基本条例は、本市における自治についての基本規範であり、市民及び市は、この基本条例を遵守しなければなりません。 <p>【佐用町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この条例は、まちづくりの基本を定めるものであり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し整合性を図るものとする。 <p>【ニセコ町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 <p>【大和郡山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。 <p>【ニセコ町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

項目	論点
◆見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治基本条例が社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、見直しの必要性や期間を明示する。 ● 町民の意見を適切に反映できているかどうかチェックが必要 ● 条例での見直しの明記とともに、条項の取捨選択をしっかりと意識共有することが大切である。
	他自治体の条文例
	<p>【朝来市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。 <p>【八尾市】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市は、地域力を活かした市民と市の協働のまちづくりの推進状況の継続的な把握に努め、この条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであるかについて検討を行うものとする。 2 市は前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。 3 市は、第1項の規定による検討を行い、及び前項の規定による必要な措置を講ずるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。

項目	論点
◆ 運用、 第三者機 関	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用や進行管理の理念を確認するための条文。 ● 運用や進行管理の体制(第三者機関を設置するかどうか、別に定めるかどうか) ● まちづくり基本条例の運用・進行管理を行うこと。
	他自治体の条文例
	<p>【吉野町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、吉野町まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。 ・ 推進委員会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができます。また、この条例の改正又は廃止に関する諮問に対して審議を行い、町長に答申を提出するほか、軽微な変更について意見書を提出するものとします。 ・ 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。 <p>【亀山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この条例に基づくまちづくりの推進のため、亀山市まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。 ・ 推進委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。(1)この条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法、(2)この条例の見直しに関する事項(略) ・ 調査検討の結果に基づき、この条例及びまちづくりの諸制度を見直す等必要な措置を講ずるものとする。 <p>【伊丹市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市に、伊丹市参画協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。 ・ 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するとともに、市長に対し意見を述べることができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況及び成果に関すること。 (2) この条例の見直しその他市民の参画と協働によるまちづくりに関する重要事項(略) <p>【丹波篠山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、まちづくりの進捗状況等が、この条例に沿っているかを審議するため、丹波篠山市自治基本条例検証委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。 ・ 委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に規則で定める。